

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.001

処 分 名	原因者負担等の負担の決定
処 分 の 概 要	都市公園の管理上、必要に応じて原因者に全部又は一部に費用の負担を求めることがあります。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号） 第 1 3 条、第 1 4 条第 2 項、第 2 8 条第 4 項
処 分 基 準	○以下の要件に該当する場合には、原因者に全部又は一部に費用の負担を求めることがあります。 ・都市公園に関する工事以外の工事又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用が生じた場合。 ・都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものであるときに、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為が生じた場合。 ・通常受けるべき損失を補償の原因となった損失が第 2 8 条第 2 項第 3 号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものである場合。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

■都市公園法

(原因者負担金)

第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

第14条 都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第8条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第9条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。

(監督処分に伴う損失の補償)

第28条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.002

処 分 名	都市公園の行為許可・占用許可等の監督処分
処 分 の 概 要	公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可、行為許可等について、許可又は承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることがあります。
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 150 号）第 11 条
処 分 基 準	○次の要件に該当した場合は、公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可、行為許可などの許可又は承認を受けた者に対して、許可又は承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることがあります。 ・この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者 ・この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反した者 ・偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者 ○次の場合、公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可、行為許可などの許可又は承認を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることがあります。 ・都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 ・都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しい支障が生じた場合 ・その他公益上やむを得ない必要が生じた場合
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市都市公園条例

(監督処分)

第 1 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可又は承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しい支障が生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.003

処 分 名	原状回復の指示
処 分 の 概 要	公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可の期間満了後の原状回復について、不適当な場合に、必要な指示をすることがあります。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）第 10 条第 2 項
処 分 基 準	○公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可の期間満了後の原状回復について、不適当な場合に、必要な指示をすることがあります。 ○不適当な場合とは、主に以下の状態です。 ・許可以前の状態になっていない場合。 →埋戻土や平板などの品質が不適切など ・公園を利用するうえで支障がある場合。 →周辺に比べて、均一性が図られていないなど
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■都市公園法 （原状回復） 第 10 条 第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 公園管理者は、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.004

処 分 名	公園管理者の処分に対する不服申し立て
処 分 の 概 要	公園管理者がした処分について不服のある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができるものです。この場合には、当該処分をした公園管理者である市長に対して異議申立てをすることもできます。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）第 3 4 条
処 分 基 準	○公園管理者以外の者の公園施設の設置、占用許可を与えないなど、対象となる処分は以下のとおりです。 ・第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。 ・第 1 0 条第 2 項の規定による指示。 ・第 1 3 条、第 1 4 条第 2 項又は第 2 8 条第 4 項の規定による負担の決定 ・第 2 6 条第 2 項又は第 4 項の規定による必要な措置の命令 ・第 2 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令 ・第 1 2 条第 1 項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■都市公園法

(不服申立て)

第34条 地方公共団体である公園管理者（前条第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分について不服のある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

一 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項（前条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第10条第2項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定による指示

三 第13条、第14条第2項又は第28条第4項（前条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による負担の決定

四 第26条第2項又は第4項（前条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の命令

五 第27条第1項又は第2項（前条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

六 第12条第1項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

2 前項後段の規定による異議申立てがあつたときは、公園管理者である地方公共団体の長は、異議申立てを受理した日から30日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 第5条の2第1項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わってした第1項各号に掲げる処分又は第12条第1項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

4 第2項の規定は、前項後段の規定による異議申立てがあつた場合について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.005

処 分 名	監督処分
処 分 の 概 要	この法律の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることがあります。 また、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることがあります。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号） 第 27 条第 1 項、第 2 項
処 分 基 準	○次の要件に該当する場合、許可の取り消しや現状の回復を命ずることがあります。 ・この法律若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 ・この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 ・偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者 ○また、次の要件に該当する場合には、許可を受けた者に対し、上記の処分のほか、必要な措置を命ずることがあります。 ・都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 ・都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 ・前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

■都市公園法

(監督処分)

第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者

二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者

2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.006

処 分 名	生産緑地地区内の原状回復命令
処 分 の 概 要	第8条の許可を得ずに行為をした場合、原状回復等を命ずることがあります。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第9条
処 分 基 準	○許可を得ずに「建築物その他の工作物の新築、改築又は増築」「宅地の造成」「土石の採取その他の土地の形質の変更」「水面の埋立て又は干拓」を行った場合や、許可の条件に違反した場合には、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることがあります。
設 定 年 月 日	平成27年4月1日
備 考	
根拠法令及び関係法令等の抜粋	■生産緑地法 （原状回復命令等） 第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.007

処 分 名	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等
処 分 の 概 要	森林所有者等の地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する際の届出書について、計画の変更及び、造林などを命ずることがあります。
根拠法令等・条項	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 1 0 条の 9
処 分 基 準	○届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときに、計画の変更を命ずることがあります。 ○届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることがあります。 ○届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合などにも、造林をすべき旨を命ずることがあります。 ・当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 ・伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 ・伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 ・当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

■森林法

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.008

処 分 名	森林法の施業の勧告等
処 分 の 概 要	森林所有者の森林所有者の施業、間伐又は保育に関して、必要に応じて市長が勧告することがあります。
根拠法令等・条項	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 1 0 条の 1 0
処 分 基 準	○森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができます。 ○間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものがある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知することがあります。 ○通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従って間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することがあります。 ○勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要間伐森林の施業の委託を受けようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することがあります。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■森林法

(施業の勧告等)

第10条の10 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

2 市町村の長は、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

3 市町村の長は、前項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従って間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。

4 市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要間伐森林の施業の委託を受けようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。